

2025年度
関西学院大学ロースクール
C日程

一般入試（法学既修者）
開放型選抜入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問 1〕 および〔設問 2〕 に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、発行済株式総数 2 万株の公開会社であるが、株券発行会社ではない。甲社は、2024 年 4 月 15 日開催の取締役会決議において、以下の内容を有する募集株式の発行（以下「本件新株発行」という。）を適法に決定した。すなわち、同年 5 月 1 日午後 5 時（以下この日を「基準日」という。）現在の株主名簿上の株主に対して、その有する甲社株式 1 株につき 2 株の割当てを受ける権利を与えること、申込期間は同年 5 月 20 日から 6 月 5 日までとすること、払込期日は同月 15 日とすること、払込金額は 1 株 1000 円とすることを内容とする募集株式の発行である。なお、甲社は、上記基準日にかかる基準日公告を適法に行っている。

A は、甲社株式 500 株を有する株主であるところ、2024 年 3 月 20 日、その有する甲社株式を B に対して譲渡した。しかし、B が株主名簿の名義書換を失念していたことから、基準日時点での甲社株主名簿には、A の名前が記載されていた。そのため、甲社は A に対して、法定の期日までに、会社法 202 条 4 項が定める通知を行った。これに対して、A が上記期間内に申込みを行い、また上記期日に払込みを行ったところ、その後甲社が A・B 間での株式譲渡の事実を知ることとなったことから、甲社は本件新株発行にかかる新株を B に割り当てた。

〔設問 1〕

A が甲社に対して、自己に本件新株発行にかかる新株を割り当てるよう請求した場合、この請求は認められるか。

〔設問 2〕

仮に、下線部が、「B はすぐに適法な手続により甲社に対して株主名簿の名義書換を請求した。しかしながら、甲社の担当者のミスで、基準日時点でも甲社の株主名簿には A の名前が記載されていた。」という事実であった場合、〔設問 1〕における A の請求は認められるか。

2025 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【C 日程：商法】

≪出題趣旨≫-----

- ・ 本問は、株主名簿の名義書換に関して問うものである。〔設問 1〕では、株式の譲渡が行われたにもかかわらず、株主名簿の名義書換が行われていない状況下で、会社の側から株主名簿の名義書換未了の株式譲受人を株主として取り扱うことの是非が問われている。また、〔設問 2〕では、会社の過失により株主名簿の名義書換がなされなかった場合における株式譲受人の地位の問題が問われている。
- ・ いずれにせよ、最高裁判例（一つは、百選登載判例）が存在する著名な論点でもあるため、十分に理解しておくことが望まれる。

≪解説・講評≫-----

1 〔設問 1〕について

(1) 解説

- ・ 甲社に対する A による新株の割当てについての請求は認められるか。甲社が株主名簿上の株主に対して本件新株発行にかかる新株（以下「本件新株」という。）を割り当てなかったことから、特に、株主名簿の名義書換未了の株式譲受人につき、会社がこの者を株主として取り扱うことが許されるかどうかの問題となる。
- ・ 会社法 130 条は、株主名簿の名義書換を行わなければ、株式譲受人が会社その他の第三者に対して株式の譲渡を対抗することができないことを定めているのであって、会社から株式譲渡の事実を主張することは妨げられないと解される（最判昭和 30・10・20 民集 9 卷 11 号 1657 頁。多数説も同旨）。
- ・ そして、株主名簿の制度は、日々変わっていく株主をある特定の時点における会社の株主であるとする事により、会社と株主との間の法律関係を規律しようとするものであり、その趣旨は、会社の事務処理上の便宜にあると言われている。
→ 会社による通知や催告のたびに、誰が株主であるかを会社が調査・確定させなければならないとすれば、それは煩雑に過ぎる。
- ・ 株主名簿の制度趣旨が上記の点にあることに鑑みると、会社が会社に認められた便宜（利益）を放棄して、会社のリスクにおいて、株主名簿の名義書換未了の株式譲受人を株主として取り扱うことは妨げられない。
→ その結果として、会社が株主名簿上の株主から損害賠償請求を受ける等があったとしても、それは会社がそれを甘受したのであるから、それを否定する

必要はない。

- ・ 以上を本件についてみると、A・B間の株式譲渡の事実を甲社が知り、株主名簿上はAが株主として記載されているにもかかわらず、本件新株をBに割り当てている。しかし、それは甲社がその危険において選択した結果であり、それ自体は株主名簿制度の趣旨からは認められるべきであるから、甲社がBを株主として取り扱い、Bに対して本件新株を割り当てたことは、違法ではない。
- ・ したがって、Aによる請求は認められない。

(2) 講評

- ・ 本設問が、株主名簿の名義書換未了の株式譲受人の地位をその論点とすることにつき、そもそもこの点を論点として把握できていなかった答案も数多く見られた。そのような答案の中には、募集株式発行の問題であるとして、不公正発行の問題を論じたり、あるいは、本件における甲社発行株式が譲渡制限株式であると勘違いして、会社の所定機関の承認を欠く譲渡制限株式の譲渡の効力について論じる答案も見受けられた。
- ・ また、論点自体は間違っていないものの、当てはめの段階で、独自の理由づけから異なる結論を導き出している答案もあった。
- ・ 上記解説でも指摘したとおり、確かに、この論点自体を取り扱った最高裁判例が現在の判例百選に掲載されているわけではない。しかしながら、過去の判例百選には掲載されていた重要判例であり、かつどのような基本書においても触れられている著名な論点でもあることから、しっかりと理解できていることが望ましい。

2 〔設問2〕について

(1) 解説

- ・ 株式譲受人からの株主名簿の名義書換請求が適法になされたにもかかわらず、会社の過失によりそれがなされなかった場合には、どのような法的処理がなされることになるか。
- ・ 会社が過失により株式譲受人から名義書換請求があったにもかかわらず、その書換をしなかったときは、会社はその書換がないことを理由として株式譲渡を否定することはできず、このような場合には、会社は株式譲受人を株主として取り扱わなければならない、株主名簿上の株主（株式譲渡人）を株主として取り扱ってはならない（最判昭和41・7・28民集20巻6号1251頁）。
→ この結論は、株主名簿の名義書換請求を不当に拒絶した場合も同様である。
- ・ 以上を本件についてみると、Bが適法に株主名簿の名義書換請求を行ったにもかかわらず、甲社の担当者のミスで、すなわち甲社の過失で、Bへの名義書換が

なされることなく、株主名簿には A が登載されたままであった。このような場合には、甲社は B を株主として取り扱う必要があり、A を取り扱うことはできない。

→ B を株主として取り扱った上で、B に対して、本件新株を割り当てることは、適法であるということになる。

- ・ したがって、A による請求は認められない。

(2) 講評

- ・ 本設問では、会社の過失による株主名簿の名義書換の失念につき、適法に名義書換請求をした者はどのように取り扱われるかが問われている。
- ・ この設問については、理由づけや理論構成はともかく、A による請求は認められないという結論については、概ね正しく書かれていた答案が多かった。もっとも、結論だけが正しく書かれていても、理由づけが不十分である答案や理論構成に難点が見られた答案については、高い評価を与えていない。
- ・ この論点も、比較的メジャーなものであり、結論のみではなく、しっかりと理由づけを踏まえて論点を指摘し、検討できるように準備してほしい。

以上